

第九十三号議案

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年九月二十日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の一部を改正する条例
江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例（昭和四十四年三月江戸川区条例第
十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「家庭における」を削る。

第二条第一項中「本区」を「江戸川区（以下「区」という。）」に改め、同条
第二項第二号中「を監護し、かつ、その生計を維持する程度の高い者」を「を監
護する者」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三条ただし書中「区長」を「江戸川区長（以下「区長」という。）」に改め、
同条第一号中「本区」を「区」に改め、同条第二号を削り、同条第三号を同条第
二号とし、同条第四号中「当該」及び「第二十四条第一項若しくは第二項の規定
による保育を受け、又は同法」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、同号を
同条第三号とする。

第六条第二項中「受給資格要件」を「受給資格」に改める。

第八条第二号中「当該」を削り、「本区」を「区」に改める。

第十条中「若しくは」を「又は」に改める。

第十二条中「受給権者」を「受給資格者」に、「、その他の」を「又はその他
の」に改める。

(施行期日)

1 この条例は、令和六年一月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の江戸川区乳児養育手当の支給に関する条例の規定は、施行日以後に出生した乳児に係る乳児養育手当（以下「手当」という。）から適用し、同日前に出生した乳児に係る手当については、なお従前の例による。

(説明)

乳児を養育している保護者が、その所得にかかわらず乳児養育手当を受給することができるとするほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。